

公益社団法人茨城県私学教育振興会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県私学教育振興会（以下「振興会」という。）の定款に基づき、振興会会員の入会及び退会並びに会費の納入等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は、正会員、名誉会員及び特別会員とする。

(正会員)

第3条 振興会の目的及び事業に賛同する、茨城県内に小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を設置する学校法人は、理事会の承認を得て、正会員となることができる。

2 正会員は、設置する学校のうち、振興会が実施する事業に参加しようとする学校を会員校として届けなければならない。

(名誉会員)

第4条 振興会に著しい功績のあった者又は学識経験者は、振興会代表理事(以下「代表理事」という。)が理事会において推薦し、総会の承認を得て、名誉会員となることができる。

(特別会員)

第5条 振興会の目的及び事業に賛同し、後援する地方公共団体及び学校法人以外の法人は、理事会の承認を得て、特別会員になることができる。

(入会の申し込み)

第6条 正会員になろうとする者は、正会員入会申込書（様式第1-1号）を代表理事に提出しなければならない。

2 正会員になろうとする者は、第3条第2項に規定する会員校を、会員校届出書（様式第2号）により代表理事に届け出なければならない。

3 特別会員になろうとする者は、特別会員入会申込書（様式第1-2号）を代表理事に提出しなければならない。

4 代表理事は、第1項及び第2項の届出があった場合には、当該届出等に係

る内容を審査し、適正と認めたときは速やかに、正会員入会承諾書（様式第 3-1 号）及び会員校受理書（様式第 4 号）を交付するものとする。

- 5 代表理事は、第 3 項の申込があった場合には、特別会員入会承諾書(様式 3-2 号)を交付するものとする。

（総会への報告）

第 7 条 代表理事は、新たに第 3 条及び第 5 条に規定する会員及び会員校となったものについて、総会に報告しなければならない。

（会費の額）

第 8 条 正会員の会費の額は、毎年 5 月 1 日現に会員校に在籍する生徒数の総数に 360 円を乗じて算出した額とする。

（会費の納入方法）

第 9 条 正会員は、前条に規定する会費を会費請求書（様式第 5 号）に基づき、毎年 6 月末日までに、振興会が指定する銀行に口座振込により納入するものとする。

（延滞利息）

第 10 条 前条の規定により正会員が、会費を期日までに納入しなかった場合は、年 10.0%の延滞利息を徴することができる。

- 2 前項に規定する延滞利息の計算方法は、納入期日の翌日から納入の当日までの日数について行うものとする。

（退会）

第 11 条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第 6 号）を代表理事に提出しなければならない。

- 2 正会員は、会員校を取りやめるときは、その理由を付した会員校離脱届（様式第 7 号）を提出しなければならない。
- 3 代表理事は、会員の退会又は会員校の離脱について届出があったときは、総会に報告するものとする。
- 4 正会員が既に納入した会費については、理由の如何を問わず、返還しない。次条に定める資格の喪失及び第 13 条に定める除名の場合も同様とする。

（資格の喪失）

第 12 条 正会員又は会員校が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員又は会員校の資格を喪失する。

(1) 学校法人の解散又は設置する全ての学校を廃止したとき。

(2) 2 年以上にわたって会費の納入を怠ったとき。

2 理事会は、前項の規定により会員又は会員校が資格を喪失したと認めるときはこれを決定し、代表理事は、総会に報告するものとする。

(除名)

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 定款その他の規則に違反したとき。

(2) 振興会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 代表理事は、会員の除名について総会に付議する際は、あらかじめ除名について審査する機関を設け、意見を聴くものとする。

(変更の届出)

第 14 条 正会員は、第 6 条に定める様式第 1-1 号の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を記載事項変更届（様式第 8 号）により、届け出なければならない。

2 正会員は会員校が休校又は廃校しようとするときは、速やかにその旨を会員校休校・廃校届（様式第 9 号）により、届け出なければならない。

3 正会員は、前項により休校した学校を再開しようとするときは、速やかにその旨を学校再開届（様式第 10 号）により、届け出なければならない。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、代表理事が定める。

付 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 特例社団法人茨城県私学教育振興会の普通会員であったものは、手続きを要することなく、公益社団法人茨城県私学教育振興会の正会員とする。